

主な統計調査の概要 (東京都総務局統計部所管)

世帯に対して実施している調査

国勢調査

日本に住んでいる全ての人及び世帯を対象とする最も重要な統計調査で、5年ごとに実施しています。



労働力調査

完全失業率や就業者数などを明らかにするために、無作為に抽出された世帯（約3,700世帯）の15歳以上の人を対象に、就業及び不就業の状態を毎月調査しています。調査結果は雇用対策や景気判断などの基礎資料として広く利用されています。

家計調査

人々の暮らしを家計の収支から明らかにするために、無作為に抽出された世帯の家計の収支・貯蓄・負債などを毎月調査しています。調査結果は経済政策、社会政策などの基礎資料として広く利用されています。

東京都生計分析調査

都民の消費生活の実態を把握するために、無作為に抽出された世帯の家計の収支を毎月調査しています。調査結果は「都民のくらしむぎ」として公表し、都政の基礎資料として広く利用されています。

住宅・土地統計調査

全国及び地域別に住宅・土地の保有状況及び世帯の居住状況等の実態を明らかにするために、無作為に抽出された住戸・世帯（東京都約30万住戸・世帯）を対象に、住宅の建て方や入居時期、設備などを5年ごとに調査しています。調査結果は住宅関連諸施策などの基礎資料として幅広く利用されています。

事業所・企業・学校などに対して実施している調査

経済センサス

日本の産業の実態を明らかにするために、全てのお店や工場、会社などを対象に、従業者数や売上高などを調査しています。基礎調査と活動調査があります。



農林業センサス

農林業を営んでいる農家、林家、法人、農山村地域などを対象に、5年ごとに調査しています。農林業の生産や就業の構造及び農山村地域の状況が分かります。

漁業センサス

水産業を営んでいる世帯や会社などを対象に、5年ごとに調査しています。漁業・水産加工業の生産高や従事者数など、水産業の状況が分かります。



工業統計調査

工業の実態を明らかにするために、製造事業所の数や従業者数、製造品出荷額等を毎年（経済センサス-活動調査実施の年を除く。）調査しています。

毎月勤労統計調査

お店、会社、病院などから事業所を抽出し、賃金や労働時間などを毎月調査しています。賃金、雇用、労働時間の変動が分かります。

経済産業省生産動態統計調査

鉱工業製品を生産している事業所を対象に、毎月調査しています。生産品目ごとに生産・出荷・在庫の数量や金額等の動向が分かります。

商業動態統計調査

商業を営む事業所及び企業の、商品販売額や従業者数などを毎月調査しています。販売活動の動向が分かります。

小売物価統計調査

消費生活上重要な商品の小売価格、サービス料金及び家賃を毎月調査して、消費者物価指数その他の物価に関する基礎資料を得ることを目的として行っています。

個人企業経済調査

個人経営の事業所の経営実態などを四半期毎に調査しています。景気動向の把握や中小企業振興のための基礎資料となります。

学校基本調査

すべての学校を対象に、生徒や教職員の人数、学級数、卒業後の進路など、学校に関する基本的な事項を調査しています。

学校保健統計調査

幼稚園、幼保連携こども園、小・中・高等学校・義務教育学校及び中等教育学校の中から抽出された学校で、発育状態（身長・体重）と健康状態（視力や虫歯など）を調査しています。



統計調査員は「顔写真付き統計調査員証」を携帯しています。



調査は「統計法」「東京都統計調査条例」に基づいて実施されていますので、調査員や調査関係者が職務上知りえた情報を他に漏らすことは、法律や条例で固く禁じられ、秘密の保護には万全を期しています。これらの調査は東京都・区市町村を通じて実施されますので、調査員が伺いましたらご回答をよろしくお願います。

2018年漁業センサス

漁業センサスは、我が国の漁業について5年ごとにその基本構造、就業構造、漁村、水産加工業等の実態を明らかにする基幹的な統計調査です。

調査の概要

調査日 平成30年11月1日現在

調査対象 海面漁業に係る漁業経営体

調査事項 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他経営の状況、個人漁業経営体の世帯の状況及び世帯員の就業状況等

調査方法 統計調査員が調査客体に対し、調査票を配布して行う自計報告調査により実施。ただし、調査客体から面接調査の申出があった場合には統計調査員による調査客体に対する面接調査の方法により行います。

調査結果はこのように利用されます。

- 地方交付税算定
- 漁業調整委員会等の費用算定
- 地方公共団体の水産振興
- 内水面漁業の振興
- 水産加工業の振興
- 漁業経営の改善に関する指針の基礎資料の提供等



平成30年 住宅・土地統計調査

総務省統計局では、「平成30年住宅・土地統計調査」を実施します。

この調査は、住宅・土地の保有状況及び世帯の居住状況等の実態を全国及び地域別に明らかにするためのとても重要な調査です。

昭和23年以来5年ごとに実施しており、今回の調査は15回目に当たります。

調査の概要

調査日 平成30年10月1日現在

調査対象 無作為に抽出された住戸（住宅及び住宅以外で人が居住する建物）及びこれらに居住している世帯（東京都 約30万住戸・世帯）

調査事項 住宅等に関する事項（居住室の数・広さ、所有関係、敷地面積、建築時期、床面積、家賃又は間代、設備、増改築・改修工事、耐震関係等）
世帯に関する事項（世帯構成、通勤時間、入居時期、前住居等）
現住居以外の住宅・土地に関する事項（所有関係、所在地、面積、利用状況等）

調査方法 都道府県知事が任命した調査員が調査書類を世帯に配布し、世帯がオンライン回答又は調査票を提出するほか、調査員が建物の外観等から住戸の建て方、構造等について調査

調査結果はどのように利用されます

国及び地方公共団体が作成する「住生活基本計画」に係る住宅関連諸施策の策定及び成果指標、学術研究などに幅広く活用されます。

- 耐震や防災を中心とした都市計画、土地利用計画、住宅マスタープラン等の企画・立案
- 空き家対策条例の制定
- 国土交通白書、経済財政白書などにおける分析・評価
- 国民経済計算の推計
- 大学その他の研究機関等における都市・住宅・防災等の研究